

軽自動車税税率改正のお知らせ

問合せ
市役所市民税課税務担当 (☎31-4513)

自動車関係税制の見直しが行われ、軽自動車税の税率が変更になります。

●原動機付自転車および2輪車等

車種区分		税率 (年額)	
		平成27年度まで	平成28年度から
原動機付自転車	総排気量50cc以下 (ミニカーを除く)	1,000円	2,000円
	2輪で総排気量50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	2輪で総排気量90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽自動車	2輪で総排気量125cc超250cc以下およびトレーラー	2,400円	3,600円
	もっぱら雪上を走行するもので総排気量660cc以下	2,400円	3,000円
小型特殊自動車	農耕作業用 (最高速度35km/h未満)	1,600円	2,000円
	その他のもの (最高速度15km/h以下)	4,700円	5,900円
2輪の小型自動車	総排気量250cc超	4,000円	6,000円



●3輪および4輪の軽自動車

平成28年度 (平成28年4月1日) 以降は、車両の「初度検査年月」により税率が異なります。「初度検査年月」とは、最初の新規検査を受けた年月で、自動車検査証 (車検証) に記載されています。

車種区分			税率 (年額)						
			標準 (旧)	重課	標準 (新)	軽課 (a)	軽課 (b)	軽課 (c)	
軽自動車	3輪	総排気量660cc以下	3,100円	4,600円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	
		4輪	乗用 (総排気量660cc以下)	自家用	7,200円	1万2,900円	1万800円	2,700円	5,400円
	営業用			5,500円	8,200円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物 (総排気量660cc以下)		自家用	4,000円	6,000円	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円
			営業用	3,000円	4,500円	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円
	初度検査年月			平成27年3月31日以前		平成27年4月1日以後	平成27年4月1日～平成28年3月31日		

●初度検査年月から13年を経過した車両は重課税率になります。

平成28年度重課対象 ⇒ 初度検査年月 平成14年12月31日以前
平成29年度重課対象 ⇒ 初度検査年月 平成16年3月31日以前
平成30年度重課対象 ⇒ 初度検査年月 平成17年3月31日以前

●燃費性能に応じたグリーン化特例 (軽課) が導入されます。

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに取得した新車で、低排出基準と燃費基準を満たす車両について、上記の表 (a～c) の税率になります。ただし、軽課税率は平成28年度に限り適用され、平成29年度以降は標準 (新) 税率になります。

- (a) 電気自動車・天然ガス自動車 (平成21年排出ガス規制に適合し、かつ平成21年排出ガス基準より10%低減する車両)
 - (b) 乗用: 平成17年排出ガス基準75%低減達成 (★★★★) かつ平成32年度燃費基準値+20%達成車
貨物: 平成17年排出ガス基準75%低減達成 (★★★★) かつ平成27年度燃費基準値+35%達成車
 - (c) 乗用: 平成17年排出ガス基準75%低減達成 (★★★★) かつ平成32年度燃費基準値達成車
貨物: 平成17年排出ガス基準75%低減達成 (★★★★) かつ平成27年度燃費基準値+15%達成車
- ※ (b) (c) については、ガソリン車およびハイブリッド車に限ります。
※ 燃費基準の達成状況は、自動車検査証 (車検証) の備考欄に記載されています。

届け出はお早めに

軽自動車税は、4月1日 (金) 現在、市内で所有されている方に課税されます。既に廃車・譲渡をして、届け出をされていない方は、4月1日 (金) までに届け出してください。

問合せ

- ◆ 原動機付自転車、小型特殊自動車について
市役所市民税課税務担当 (☎31-4513)
- ◆ 軽4輪、軽2輪 (126cc～250cc) について
釧路軽自動車協会 (☎51-0745)
- ◆ 2輪の小型自動車 (251cc以上) について
釧路運輸支局 (☎050-5540-2005)

男女平等参画センター「ふらっと」においでください

問合せ 男女平等参画センター「ふらっと」(☎65-1034 フィッシャーマンズワーフMOO3階)

釧路市男女平等参画センター「ふらっと」は、釧路の男女平等参画推進に関する活動拠点施設として、昨年9月にフィッシャーマンズワーフMOO3階にオープンしました。お気軽にご利用ください。

「ふらっと」では…

- ・交流ひろばには、図書や絵本、おもちゃを設置して、親子でくつろげる空間を用意しています。
- ・女性に関わるさまざまな問題の相談に応じています。毎月第2水曜日は、弁護士による「女性のための無料法律相談」を行っています (予約制)。
- ・講座やセミナー、講演会などの開催により、学習機会を提供します。
- ・会議室1～4およびオープンスペースは、市民の方であればどなたでもご利用になれます (有料)。コピー機や印刷機もご利用いただけます (有料)。

- 開設時間 火～金曜日 (午前10時～午後7時)、土・日曜日 (午前10時～午後5時)
- 休館日 毎週月曜日および祝日、12月31日および1月2日～5日

